

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 2 年 1 1 月 2 0 日 (金) 午前 1 1 時 0 0 分～午前 1 1 時 4 3 分
場 所	第 5 ・ 第 6 委 員 会 室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎 議 長 助川 忠弘 副議長 円谷 憲人 阿比留義顯 石井 昭一 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 中島 俊 浜田智香子 平野 光一 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 小川百合子 大橋 昌信 鈴木 清丞
欠席委員	古川 隆史
説明のため出席した者	副市長 (鬼沢 徹雄)

午前 11 時開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ち、議長より挨拶がございます。

○議長 おはようございます。本日はお忙しい中、令和 2 年第 4 回定例会の日程等協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに關しましては、現在第 3 波と言われる中、柏市でも連日 2 桁の新規感染者が報告される非常に厳しい状況でございます。今定例会も 9 月定例会に続き、十分な感染症対策を講じた上での議会運営が求められるところであり、先日の各派代表者会議でも質疑並びに一般質問の運用について御協議いただいたところです。本日は、引き続き新型コロナウイルスに関連する各種事項、その他につきまして御協議をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、令和 2 年第 4 回定例会の議事運営についてを議題といたします。

初めに、質疑並びに一般質問の発言時間について御協議を願います。11月 9 日の各派代表者会議では各会派の意見が一致せず、各会派持ち帰りになっております。

それでは、各会派の御意見を願います。

柏清風さん。

○後藤 質問時間だけですか。質問時間は、9 月議会を踏襲する形で、1 人 30 分ということをお願いしたいと思います。

○委員長 公明党さん。

○中島 うちも 9 月議会と同様に、会派内で時間は、30 分を超えるようでしたら調整するという案をお願いしたいと思います。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもは、以前のように 60 分にぜひとも戻していただきたいなと思います。それで、意見ということですから、若干発言をさせていただきますけども、議員皆さん本当にそれぞれいろんな地域で、いろんな立場で活動なさっていると思います。深刻な市民の状況というのは、恐らくいろんな形で議員って伺っているんじゃないかと思います。私どもも、ここにきて急速に地域の、例えば八百屋さんが廃業したとか、飲食店がやめてしまったということで相談を受けることもありますし、生活保護の申請が増えました。失業なさって、国保とか税の滞納も大変深刻で、これ年末にかけて、やはり市民の中にも大変な事態が広がるのではないかなと思えてなりません。そういったときに、やはり議員の質問時間というのを狭められると、そういった市民の声を十分に届けるということができなくなってしまうんですね。国の

コロナ対策も、私ども柏の対策についても非常に不十分だなと思っています。そういう中で、議員の役割が今こそ発揮することを求められているし、市民もそこに恐らく期待しているんじゃないかと思います。議員にもっとその議会の場で発言をして、議論をして、仕事をしてもらうということを市民も期待していると思います。その市民の期待に応えるのがやはり議員の役割、仕事だと思います。ちなみに、各派のときにも近隣市の発言、質問時間の状況の資料を頂きまして、多くの自治体が元に戻っているなということを実に再認識しましたし、全国の中核市の状況というの資料をいただきまして、59市のうち回答のあった55市の中で、柏市も含めて時間の削減を行った市が10市ということで、柏市は少数派なんですね。関東議長会の、議長でしたっけ、会長というんですかね、柏市こそやはりしっかりとした感染対策を示して、十分な時間を取って議論しているという姿を見せるということも、そういう役割もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ十分な感染症対策、防止策を取って、十分な時間をいただきたいと思います。そうでなければ、市民の声を本当に届けることできませんので、ぜひ再考をお願いしたいと思います。60分の主張です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 みらい民主かしわは、50分を希望します。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 議論を深めていくためにも、60分が必要だと考えております。ただ、この感染状況などを踏まえて、会期日程や、この午後だけにするとか、いろいろそんなことも検討しますと、会派ごとに人数を調整して、1人60分で人数を絞るとというのが私たちの考えです。以上です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 質問時間は最長60分ということで、持ち時間という考え方では60分ということを実主張します。それぞれの議員個人の考え方によって短縮できるところは短縮していく、それぞれ配慮するという形でよいと思います。

○委員長 ただいま意見が一致しませんでしたので、清風さんと公明さん、何かさらに付け加えること、御意見ありますか。

○後藤 いいですか、じゃ。ちょっと質問時間だけだったもので、1人30分、先ほど公明党さんからも出ていましたけども、会派内で質問時間の調整は可能とすると。開会時間は、定刻1時からということでしょうか。以上です。

○委員長 公明党さん、何かありますか。いいですか。

○中島 最初の議長からお話が、冒頭あったように、第3波とも言われる今の日本の現状をしっかりと踏まえると、私たちも節度ある議会運営が大事だと思います。

○委員長 それではですね、私のほうから申し上げさせていただきたいと思いますが、議長からもお話がありましたし、また皆さん方御存じのとおり、柏市も最近非常に多くの感染者が発生しております。そして、これから12月、1月と経過して、次の3月議会の頃にはまた今と違った状況になるかと思いますが、この議

会におきましては9月議会同様の扱いで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。いろんな御意見あるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。（「意見言ってもいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○渡部 もう一度、その調整する可能性がないのかなとちょっと思ってしまうんですね。1人30分といった場合、会派で調整といっても、無所属の方はもう30分以上に時間を増やせるわけではないし、今1時からというのもございましたけども、今までも10時からやっていたことあります。恐らく1時からというのは、間に昼食挟むと感染のリスクが高まるという御意見なのかもしれませんけれども、例えば市の職員の方が午後1時から仕事をしているわけじゃないし、その間には昼食挟みます。学校だって当然ながら給食あります。議員だけが、それは特別扱いではないかという声を私たちいただきました。確かにその第3波といわれる状況、だからむしろ議会がしっかりと議論しなければ、本当に市民は、議会は何をやっているんだという、そういう声が上がってきてしまうと思うんですね。だから、私は中核市を見ても、多くのところはしっかりと議論しているわけですから、柏市が率先してやはり感染症対策を十分に取ってやるべきだと。もう一度その清風さんと公明党さんには再考いただけないかなと思います。今まで本当に十分でありませんでした、時間。尻切れトンぼで質問終わったなと思って、非常に残念なんですね。もう一回考え直していただけないか。

○後藤 私たちも十分な、会派内12人でいろんな議論を交わしました。本当に皆さんにとって1年4回の定例会で60分の質問時間というのは、とっても貴重なことだということを我々も同じ認識です。しかしながら、今回のこのコロナの再拡大というところで、30分というところで皆さん一致したところです。これ以上は変えられません。40分にしようとかという意見もありましたけど、30分でいこうということで決まりましたので、これが会派の一致した意見です。

○山下 大変な状況で、いつもと違う質問時間に変更するということなんですけれども、例えば初日であったり、たくさんの方が出入りして、ここで慎重にいろいろ議論していることと、この実際行われていること、状況というのが、この対策というのがどのようにされているか。前回の議会でこのゲートを設置して測るようとか、いろいろ御提案はしましたけれども、今回の議会でどのような感染対策、注意すべき点、徹底していくのでしょうか。

○委員長 じゃ、今の件について、事務局で何か準備がございましたら。

○議事課長 では、後ほど議題となりますけれども、資料で申しますと5ページになりますけれども、こちらにその他新型コロナウイルス感染拡大防止策ということで、従前やっておることとございまして、特に新たな取組ということでは、細かいところでは会派別説明会を書類、文書あるいは口頭で選択するというところのみでございまして、その他については引き続きこれまでの対策を踏襲していくということとございまして、以上です。

○松本 やれる対策はきちんとやった上で、やはりしっかり議論をしていくことが必要だと思います。代表者会議の中で、日暮さんから昼食を挟むのはどうかという話があって、私は対策を行えば、昼食を挟むことは可能だと思います。ただ、そういうことも御心配だということだったんで、そうやって定刻から定刻で最大どれだけできるかと考えたときに、50分にすれば1日4人で掛ける6日で、会期を延ばさずにできるのではないかと思います、それでいかがでしょうか。

○委員長 先ほど申し上げましたけど、うちの会派の議運のメンバーも1名、ちょっと今日は休ませていただいておりますけども、我々いろんな家庭や、また個人的な行動、また議会等における活動についても、今は本当により一層気をつけていたらいいのかなというような思いがあります。そして、先ほども申し上げましたけども、これから12月、1月と気温は下がり、また乾燥も、湿度も低下した中でいろんなことがあるかも分かりませんが、次の議会のときは、またさらに、またいろいろと協議を深めていければと思います。この12月議会におきましては、9月同様で開催することを皆様にお願ひできればと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

この後の流れについて、事務局から説明してください。

○議事課長 本日の議会運営委員会の閉会后に、ただいま決定いただきました会派の発言時間の合計を記載しました質疑並びに一般質問の発言者名通告書を改めて配付いたしますので、発言を予定されている議員さんごとに、表の持ち時間の欄に時間を記入していただいた上で、本日午後1時頃までを目途に事務局への御提出をお願いいたします。発言順位の抽せんにつきましては、各会派さんから議員ごとの持ち時間が記入されました発言者名通告書が提出された後、こちらの本日のうちに行う予定でございます。なお、抽せんの際には会派の中で、少なくともお一人が代表で出席していただければ大丈夫です。実際に開催する時間につきましては、発言者名通告書が出そろい次第、事務局から御連絡をさせていただきます。以上です。

○委員長 次に、会期日程についてですが、前回の議会運営委員会で決定いただいたとおり、11月27日から12月18日までの22日間となりますので、御了承を願います。

○委員長 次に、議席について並びにその他新型コロナウイルス感染拡大防止策について事務局から説明を願います。

○議事課長 初めに、議席につきましては、資料3ページでございます。こちらは、今定例会の議席表の案でございます。9月定例会までと同様に、議員間の距離を保つため、全席1席ずつ空けていただき、通常使用していない最後列も使用した上で、各会派ごとに席を割り振りました。9月定例会から導入した発言席につきましても、引き続き最前列の中央に設置しておりますが、内田議員さんにつきましては発言席までの誘導を行う事務局職員との接触を避けるため、今定例会2問目以降は発言席ではなく、自席から発言していただくことを予定しております。また、9月定例会

までと同様に、基本的には各会派内のローテーションで議場に着席いただき、議場に入られない議員さんは第5・第6委員会室にてスクリーンで中継を放映しますので、そちらで本会議を御覧いただきますようお願いいたします。なお、今定例会から第5・第6委員会室の様子を議長が映像で、議場で確認できるよう機器を設置いたします。また、議場で予定外の採決を行うことも考えられますが、その際は一旦休憩して、全議員さんが自席に着席いただいた後に採決を行いますので、委員会室での視聴を重ねてお願いいたします。なお、資料4ページは、議場と委員会室の出席者数の人数割の表です。議場に常時出席となる正副議長を含め、議場に着席可能な23人を人数割合に応じて各会派に割り振っております。議場に着席いただきますローテーション表については、招集日後に各議員さんに配付させていただきますが、招集日は全議員さんの出席を予定しています。

続いて、資料5ページ、(4)、その他新型コロナウイルス感染拡大防止策についてでございます。こちらは、令和2年3月から9月までに開催した各定例会及び臨時会において実施した取組と、12月定例会において実施予定の取組をまとめた表でございます。基本的には、9月定例会で実施した取組を継続するものですが、議案会派別説明会については、11月9日の各派代表者会議で御意見を伺ったとおり、各会派ごとに書面方式、対面方式を選択していただき、実施していただいたところでございます。以上です。

○委員長 それでは、議席並びにその他新型コロナウイルス感染拡大防止策についてはいかがですか。（「委員長、委員外発言」と呼ぶ者あり）委員外発言を求められておりますけども、皆さんいかがですか。（「どうぞ」「いいと思います」「よろしいですか」と呼ぶ者あり）じゃ、どうぞ。

○内田 私の議席についてが議題となつてございますが、確認させていただきたい点がございまして、1問目につきましては、何番でしたっけ、発言席に移動する必要があるのでしょうか。

○委員長 じゃ、どうぞ事務局。

○議事課長 1問目、発言席に移動していただく必要はございません。従前の発言席を設ける前の運用と、内田議員さんに関しては同じ運用となるところでございます。以上です。

○内田 了解いたしました。委員長、取り計らいありがとうございます。

○委員長 それでは、説明のとおりといたします。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 お手元の資料6ページから7ページ、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。なお、指定管理者の指定の議案の中で、除斥となる議員さんがいらっしゃいます。議案第13号は、柏市医療公社が指定の相手方となっておりますので、同公社の評議員の桜

田議員と林伸司議員が除斥となります。除斥の方法ですが、先例により委員会審査及び最終日の採決時のみ除斥を行うこととなりますので、御了承願います。なお、議案第20号の訴えの提起につきましては、給与等差押金及び遅延損害金の支払い等に関するものであり、財政部債権管理課が所管するため、総務委員会へ付託いたします。また、議案第25号から第27号につきましては、支給基準日の関係上、招集日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

初めに、副市長より説明を願います。

○副市長 私から、追加議案について御説明を申し上げさせていただきます。

さきに関催させていただきました議案説明会においては、追加議案は固定資産評価審査委員会委員の選任の人事案件1議案と御説明申し上げてきましたが、大変申し訳ございません、さらにもう1件、令和2年度一般会計補正予算について御提案をさせていただくものでございます。内容につきましては、コロナ対策に関するもので、売上げ減少に苦しむ中小企業のさらなる支援を行うための経費と、それから高齢者施設等における感染防止とクラスター対策としてPCR検査を拡充して行うための経費を計上するものでございます。議案の詳細については、改めて別の機会に御説明申し上げさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料8ページでございます。追加議案につきましては、ただいま副市長から説明ございましたとおり、まず①の一般会計補正予算案の1件、また人事案件といたしまして、②の固定資産評価審査委員会委員の選任議案1件が予定されております。まず、①の補正予算については、議案形式での資料が当初議案と一緒に配付されないとのことでありまして、したがって、質疑並びに一般質問では十分な審議を行っていただくことができませんので、本件につきましては、正式な議案が提出された後に3問制で議案質疑を行っていただくこととなります。提出時期と取扱いにつきましては、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合は、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、3問制で議案質疑を行い、委員会に付託、以下当初議案と同様の扱いとなります。また、定例会最終日に提出された場合は、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、3問制で議案質疑を行い、委員会付託、討論を省略し、即日採決する運びとなります。また、②の人事案件につきましては、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決の運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で御承知おきを願います。

○委員長 次に、人事院勧告に関する市議会の対応についてを議題といたします。
議長より説明をお願いします。

○議長 資料9ページでございます。人事院勧告に伴う給与改定でございます。今回特別職の給与改定についての議案が提出される見込みであります。よって、特別職に倣い、議員の期末手当につきましても0.05か月分の引下げを行う議案を提出するかどうかの御協議をお願いいたします。協議の結果、引下げの議案を提出することに賛成多数が見込まれる場合は特別職の議案に組み込み、市長提出議案として提出いただくこととなります。また、全会一致となりましたら、議会運営委員会提出議案として提出するのが先例となっております。以上です。

○委員長 では、人事院勧告に関する市議会の対応について、議案を提出するかどうか、各会派の御意見を伺いたいと思います。

まず、柏清風さん。

○後藤 執行部の提案に同調します。以上です。

○委員長 次に、公明党さん。

○中島 同じく同調いたします。

○委員長 次に、日本共産党さん。

○渡部 提案することに賛成いたします。執行部の、同じです、提案どおり。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 私どもも提案することに賛成です。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 賛成です。

○委員長 次に、市民サイド・ネットさん。

○松本 賛成です。

○委員長 では、意見が一致しましたので、期末手当の支給月数を0.05か月引き上げる議案を議会運営委員会提出議案として提出することといたします。議案の詳細については、事務局に配付をいたさせます。

それでは皆さん、今配付されたものを御覧ください。内容についてはいかがですか。

○後藤 この案についてですね。結構です。

○委員長 じゃ、ほかの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、案文を資料のとおりと決定をさせていただきます。

事務局から説明ありますか。

○議事課長 ただいまの議員報酬の改定議案につきましては、先ほどの特別職や一般職の給与条例改定と同様に、支給基準日の関係で招集日に提案し、質疑、討論を省略し、招集日に採決となります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で御承知おきを願います。

○委員長 次に、決算審査特別委員会の報告についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料10ページでございます。決算審査特別委員会の審査が11月24日の委員会をもって終了する予定でありますので、この件を先例のとおり定例会最終日に議題としたいと考えております。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、タブレット端末等の導入についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料11ページ、(1)の通信費についてでございます。タブレット端末の導入につきましては、前定例会の議会運営委員会において導入する機種や台数、通信方法、費用等を御了承いただいたところです。その後、御協議いただいております通信費の負担につきまして、11月9日の各派代表者会議で御協議をいただき、原則公費負担とすることとおおむね御了承をいただきましたので、今回の議会運営委員会で確認をさせていただくものです。なお、通信費は1人当たり10ギガバイトで、税込み2,750円です。10ギガバイトを超えて使用した場合の費用やキーボードなど附属品の費用は個人で御負担いただければと存じます。以上です。

○委員長 タブレット端末にかかる通信費については、11月9日の各派代表者会議においておおむね御了承いただいたとおり、原則公費負担とすることとかがですか。皆さん方、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、原則公費負担とすることといたします。

ここで議長から発言がございます。

○議長 タブレット端末等の導入について、議長より諮問機関設置についての提案でございます。タブレット端末等につきましては、3月定例会を見込んだ導入に向け検討を進めているところであり、これまで議会運営委員会で概要や概算費用等を御確認及び御協議いただいたところでもあります。運用を始めるに当たっては、具体的な使用基準についても検討していく必要があります。そこで、議長の諮問機関として、タブレット端末等使用基準に関する検討会を設置したいと考えております。詳細については、事務局から説明いたします。

○委員長 次に、事務局から説明を願います。

○議事課長 議長から御説明ございましたとおり、タブレット端末等の運用を始めるに当たり、具体的な使用基準等について御協議、御検討いただくために設置するものであり、名称はタブレット端末等使用基準に関する検討会とするものでございます。構成員は9名とし、会派の構成比率を考慮して割り振りを行うと、柏清風さん3人、公明党さん2人、日本共産党さん、みらい民主かしわさん、柏愛倶楽部さん、市民サイド・ネットさんがそれぞれ1人という構成となります。今後のスケジュール案といたしましては、質疑並びに一般質問2日目の12月4日に第1回検討会

を開催して、座長等を選出し、今後のスケジュール確認等を行い、12月中旬に使用基準案を各委員さんに配付をさせていただきます。そして、12月議会閉会後から1月中旬の間に検討会をおおむね2回程度開催し、使用基準を完成させ、1月下旬から2月上旬に検討会の結果を議長へ答申していただくという案です。なお、答申後も検討会は継続としまして、タブレット等を使用していく上での課題等を随時御協議いただければと考えております。また、2月上旬には全議員さんを対象としたタブレット操作研修会を予定しております。以上です。

○委員長 では、議長の諮問機関の設置についていかがですか。

御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、諮問機関の設置をさせていただくこととします。

後ほど選任届を配付いたさせますので、招集日の11月27日午後5時までに事務局に提出をしてください。

○委員長 次に、議席の一部変更についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料12ページでございます。このたび、みらい民主かしわさんから議席の一部変更の申出がございました。変更の内容は、3番の岡田議員の議席と16番の鈴木議員の議席を入れ替えるものです。こちらの取扱いについては、招集日の日程にのせてお諮りいただくこととなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、視察についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料13ページでございます。8月28日の議会運営委員会にて、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を御協議いただいた際に、行政視察、政務活動費を使った視察のいずれにおいても現在の方針として記載している方針を基に判断していくこととなったところですが、今回新たに2点方針を追加するものでございます。1点目は、常任委員会の行政視察については、新型コロナウイルス感染症の終息が見込まれないことから令和2年度は行わないこととし、執行しない予算は他の新型コロナウイルス対策等で予算が必要な場合には流用もできるようにすること。2点目は、オンラインによる行政視察については感染の危険性がないことから、視察申込み、受入れをともに可とすることとさせていただきます。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、何か御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 お手元の資料14ページから18ページまで、会議規則の改正についてでございます。タブレット端末を議場または委員会の会議室で使用するにより、議会関係資料の印刷枚数の削減及び効率的な閲覧をするため、並びに新型コロナウイルス感染拡大防止等を目的としたオンライン会議を開くため、会議規則の一部を改正しようとするものです。改正の内容としましては、(1)、議員及び執行部の説明員が議会もしくは委員会の会議へ出席するため、または会議の参考にするために使用する場合に限り、議場または委員会の会議室に本市が貸与するタブレット端末を持ち込めるように第145条の2として規定するものです。次に、(2)、議員は議場または委員会の会議室において、他の議員や執行部の説明員がタブレット端末で資料を閲覧することができるように、事務局を通して文書共有システムに資料を格納することができることとし、その場合には議長または委員長の許可を得なければならないということを守るため、第150条を改めるものです。次に、(3)、質疑並びに一般質問の際に行われている資料揭示の手続を現状に即した表現で定めるとともに、新たにタブレットの画面に表示させる方法による資料揭示ができるように、第150条の2として規定するものです。最後に、(4)、この改正規則の施行期日は公布の日を予定しております。以上です。

○委員長 それでは、会議規則の改正についてはいかがですか。ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 会議規則の改正案は資料のとおりとし、委員会提出議案として議長に提出することと決めます。今後については、12月18日定例会最終日の日程にのせ、委員長の趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。

○委員長 次に、申入れについてを議題といたします。

柏清風より発言を求められております。柏清風さんどうぞ。

○後藤 ちょっとこちらで文書を用意していますので、読み上げます。9月定例会中の建設経済委員会、これは9月23日に開催されましたが、その席上、コロナ禍で苦境にある地元の事業関係者からお話を聞こうということで、閉会中の委員会を10月の30日に開催することが決定されました。しかしながら、その後、委員長において、副委員長や各委員に十分な連絡を頂かないまま、委員会協議会として開催することに变更されており、委員以外の各議員にも出席の案内が送付されたようです。過去にも委員会が協議会を開いて外部の方の話を聞いたことや、また委員以外の議員の出席を認めた事例があったことは確認しておりますが、一旦委員会で諮って決定したことを変更する際には、本来は再度委員会を開いて議決する必要がありますし、少なくとも正副委員長で協議の上、各委員の了解を事前に得た上で進めていただく必要があると考えます。よって、柏清風といたしましては、今回のことを踏まえた上で、適正な委員会運営を図られますよう申入れをいたします。以上です。

○委員長 ただいまの申入れにつきまして、何か御意見ございますか。

どうぞ。

○**渡部** 今ちょっと聞いていて、ちょっと違和感を持ったのは、後藤さんが副委員長ですよね。委員会の運営というのは、それぞれの委員会で様々なやり方とかあるんだらうなと思います。議会運営委員会でどうのこうのじゃなくて、それは委員会を開いて、委員会の中でしっかりと議論をして、こうしていこうということをやっていたのが筋ではないかなと。だから、この議運のところはこの内容が出るということに対して、私ちょっと違和感持ちました。それで、後藤さん副委員長なわけですから、もっと積極的に委員長と連絡を取り合って進めていく必要があったんじゃないでしょうかね。それは、どんなふうに行ったかというのはちょっと分かりませんが、委員会でそれはしっかりと議論していただくべきことではないかなと、それでいろいろな戸惑いとか、やり方について紆余曲折あるかもしれません。だから、そういう中でよりよく委員会を運営していただければいいのかなと、そんな感想をちょっと持ちました。

○**委員長** ほかの方。ありませんか。

じゃ、どうぞ。

○**中島** 渡部さんがおっしゃることもそうだと思います。ただ、やっぱり当然のことをすべきなのにもかかわらず、そういうことがなされていないということは、しっかりここで再度確認するというか、打ち込みは必要なんじゃないかというふうに私は感じました。

○**後藤** 渡部委員から、今議会運営委員会で取り上げるのはどうかというお話だったと思うんですけど、これ4常任委員会も同じようにしなきゃいけないよという申入れです。建設経済委員会だけじゃなくてね。

○**委員長** じゃ、分かりました。私のほうから少し発言させてください。ただいまの申入れは、今清風の幹事長から説明がありましたけど、全ての委員会においてそのようにしていただきたいということだと思います。そして、今までも各委員会の委員長は交代することがありました。これからも議員に就任しましてから初めて委員長をなさる方たちも、これから多数出てくると思うんです。ですから、今後の委員会の運営につきましては、ただいま申入れがあったようなことを留意しながら、正常な議会運営ができるように議員全体として心がけていただければよろしいのかなというふうに思います。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

何かさらにありますか。

○**渡部** 分からないことって、よく事務局にも相談しながら決めることあると思います。事務局もずっと長いその経験というか、いろいろ持っているわけですから、事務局のほうでもやはりいろいろとアドバイスをさせていただいて進めるということも、議員だけでは分からないこともたくさんあるかと思いますが、その点のアドバイスなんかもぜひそれは含めていただきたいなというふうに思います。

○**委員長** それでは、このことについては私も申入れがなされるということのを伺ってから、事務局にも経過は伺いました。委員長も事務局とも十分打合せはなされた

ようです。ですけども、今回の委員長なされた方も初めての委員長経験で、ちょっと今まで経緯とか、判断が非常に難しいこともあったかと思います。このことについては、今後ただいまのような申入れのような形で、円満な議会運営をなされる、していただきたいということですから、これについては皆さんそういうことで御了承をいただきたいと思います。よろしく。

何かありますか。はい。

○平野 当事者ですので発言したいと思うんですけども、今委員長もおっしゃったように、不慣れなために御迷惑をおかけしたという点は、今後皆さんと協議しながら心がけていきたいというふうに思います。ただ、今回の閉会中審査で外部の人を招いて意見を聞こうというふうな機会を設けたのは、やはり前例が少ないということもありますけれども、積極的な意味があったと思うんですね。ですから、それをもって議会のこういう委員会の自主的な、いろんな活動の活発化というか、それが自粛しないようになっていいたらいいなというふうに思います。

それと、今回の件を通じて思ったのは、1つは地方自治法の改正で、議会改革が各自治体で取り組まれているんですけども、その議会改革の方向というのは議会の活性化と、それから2つ目は原則公開という、議会の公開。例えば傍聴のルール一つ取っても、もう全て傍聴の申込みとか、そういうこと関係なしに全て公開だというふうに決めている議会も次々現れていますので、そういう改革の方向というのは、また改めて機会を見て提起したいなというふうに思っています。今回は、ちょっと不慣れなために混乱がありましたけれども、会議のスムーズな運営に心がけていきたいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。それでは、今後の委員会の運営につきましては皆様方、委員長、副委員長、またできましたら委員も含めて、いろいろと協議をしながら、円満な委員会の運営に努めていただくようお願いを申し上げます。

○委員長 次回は12月10日木曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時43分閉会